

# 令和 8 年度 鳥取県会計年度任用職員（一時保護指導員） 採用試験募集案内

<連絡先> ◆鳥取県福祉相談センター総務課◆ 〒680-0901 鳥取市江津 3 1 8 - 1 電話(0857)23-6213 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/">https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/</a>
---

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	<b>令和 8 年 6 月 2 9 日（月）～令和 8 年 7 月 1 0 日（金）</b> ◎採用試験申込書を郵送又は直接持参により申し込んでください。 ◎郵送による場合は封筒の表に「受験申込」と朱書してください。 令和 8 年 7 月 1 0 日（金）午後 5 時 1 5 分までに到着したものを受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間は午前 9 時から午後 5 時 1 5 分までです。 土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。
試験日時	<b>令和 8 年 7 月 1 5 日（水）</b> ◎開場時刻 午前 9 時 4 5 分 ◎試験開始時刻 午前 1 0 時
試験会場	鳥取県福祉相談センター 2 階体育館（鳥取市江津 3 1 8 - 1）
試験結果 発表日	令和 8 年 7 月 1 7 日（金）（合否通知を発送します。）

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予 定 者 数	職 務 内 容	配 属 先
一時保護 指導員	1 名	一時保護所保護児童の行動観察及び生活指導に関すること。	福祉相談センター （鳥取市江津 3 1 8 - 1）

## 3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等

職種	必要な資格等（次のいずれかに該当する人）
一時保護 指導員	①児童指導員任用資格を有する人（別添「児童指導員の資格について」を御参照ください。御不明の場合は、7 受験申込手続の申込み先にお問い合わせください。） ②保育士資格を有する人

- (3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 1 6 条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
  - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・地方公務員法附則（平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務 等）には就くことができません。

#### 4 試験内容

試験種目	配点	内容
専門試験	50/150 点	・会計年度任用職員として必要な知見を確認するための筆記試験 ・作文テーマに関する受験者自身の考えをA4判用紙1枚(600字から800字程度)に記述して、受験申込時に事前提出
適性検査	—	・一般的な適性を確認するための性格検査(20分程度)
人物試験	100/150点	・個別面接による人物についての口述試験(20分程度)

#### 5 任用期間

令和8年8月1日～令和9年3月31日(予定)

#### 6 勤務条件(予定)

給 与	<p>○報酬 経験年数に応じて、時間額1,480円～1,590円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当(任用期間が6月以上で基準日(6月1日、12月1日)に在職する場合) 期末手当:報酬の月額相当額の2.241月(6月期:1.1205月分、12月期:1.1205月分) 勤勉手当:勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。</p> <p>○費用弁償(通勤手当) 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。 また、駐車場の利用に係る料金を負担する職員に対し、1月につき5,000円を超えない範囲内で当該料金を支給します。</p>
福 利	<p>健康保険(地方公務員共済)、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>○勤務日 週30時間</p> <p>○勤務時間 ・午後1時から午後7時まで ・午後4時から午後10時まで 原則として、週に3回以上は午後4時から午後10時までの勤務があります。 ただし、公務の必要によりやむを得ず変更する場合があります。</p>
任用期間	<p>従業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります(再度の任用4回まで)。</p>
その他	<p>夕食時に児童と食事を共にし、食事代を徴収します。</p>

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 7 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書 1通(顔写真を貼付すること。) (2)専門試験の作文 【専門試験】 以下のテーマについて受験者自身の考えを書いて、採用試験申込書と一緒に事前提出してください。(A4判用紙1枚(600字から800字程度)。ワープロ作成可。) テーマ:「子どもの意見表明権について、あなたが感じていること」 (3)合否通知用受取先を記入した返信用封筒(110円切手を貼付)1通
申込先	鳥取県福祉相談センター 総務課 〒680-0901 鳥取市江津318-1 電話(0857)23-6213 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/">https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/</a>

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめ御承知ください。

## 8 採用予定者の決定方法

専門試験及び人物試験の得点を合計した得点に適性検査の結果を勘案して採用予定者及び補欠合格者を決定します。ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

補欠合格者は、採用予定者の辞退又は取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※ 補欠合格有効期限 令和8年8月30日(日)

また、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「子ども性暴力防止法」という。)に基づき、子どもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続き等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

## 9 試験結果の発表

受験者全員に郵送で合否を通知します。

## 10 試験結果(得点等)の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験結果、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点(不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	試験結果発表日から1月間	福祉相談センター (鳥取市江津318-1)

試験結果の開示の請求は、**受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)**が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

**また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果(得点等)を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号(12cm×23cm)〕を持参してください。**

## 11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。(遅刻者は受験できません。)
- (2) 受験の際は、筆記用具(HB又はBの鉛筆、消しゴム)を持参してください。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。

## 児童指導員の資格について

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）抜粋

（児童指導員の資格）

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 三の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表第一に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。